

豊明市監査公表第1号

地方自治法第199条第1項、第3項及び第4項の規定に基づく定例監査等及び同条第7項の規定に基づく財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成31年3月19日

豊明市監査委員

古橋 洋一
三浦 桂司

1 監査の対象

経済建設部 環境課
教育部 生涯学習課

2 監査の期間

平成30年10月18日から平成30年11月8日まで

3 監査の範囲

平成30年4月1日から平成30年9月30日までに執行した事務事業

4 監査の項目

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般事務

5 監査の結果

今回の監査において、上記項目に重点をおき、実施した所管の財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

6 監査の対象

教育部 図書館

7 監査の期間

平成30年11月6日から平成30年11月27日まで

8 監査の範囲

平成30年4月1日から平成30年9月30日までに執行した事務事業

9 監査の項目

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般事務

10 監査の結果

今回の監査において、上記項目に重点をおき、実施した所管の財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

1.1 監査の対象

経済建設部 産業支援課
経済建設部 農業政策課
市民生活部 総務課

1.2 監査の期間

平成30年11月22日から平成30年12月14日まで

1.3 監査の範囲

平成30年4月1日から平成30年10月31日までに執行した事務事業

1.4 監査の項目

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般事務

1.5 監査の結果

今回の監査において、上記項目に重点をおき、実施した所管の財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

ただし、次の留意事項が見受けられたので、今後は適正な処理をされたい。

- (1) 勤労会館敷地内電柱に係る財産使用等許可申請の収入事務において、使用料の収納に不備な点が見受けられた。(産業支援課)
- (2) とよあけ生活学校事業の補助金申請事務において、決裁に不備な点が見受けられた。(産業支援課)
- (3) 農村環境改善センターの財産使用等許可申請事務において、許可書の日付に誤りが見受けられた。(農業政策課)

(4) 平成30年度愛知県農村生活アドバイザー尾張支部尾張東分会会費の支出事務において、一部不備な点が見受けられた。(農業政策課)

1.6 監査の対象

市民生活部 市民課

1.7 監査の期間

平成30年12月4日から平成30年12月26日まで

1.8 監査の範囲

平成30年4月1日から平成30年10月31日までに執行した事務事業

1.9 監査の項目

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般事務

2.0 監査の結果

今回の監査において、上記項目に重点をおき、実施した所管の財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

2.1 監査の対象

経済建設部 都市計画課
経済建設部 下水道課

2.2 監査の期間

平成30年12月25日から平成31年1月17日まで

2.3 監査の範囲

平成30年4月1日から平成30年11月30日までに執行した事務事業

2.4 監査の項目

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般事務

2 5 監査の結果

今回の監査において、上記項目に重点をおき、実施した所管の財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

ただし、次の留意事項が見受けられたので、今後は適正な処理をされたい。

- (1) 開通式典業務委託において、予算執行伺書の記載内容に一部不備が見受けられた。また、契約事務において、契約書の内容に誤りが見受けられた。

(都市計画課)

- (2) 汚泥供給ポンプ改修工事の契約事務において、見積徴集結果表の記載に一部不備な点が見受けられた。

(下水道課)

2 6 監査の対象

健康福祉部 保育課

2 7 監査の期間

平成30年12月25日から平成31年1月18日まで

2 8 監査の範囲

平成30年4月1日から平成30年11月30日までに執行した事務事業

2 9 監査の項目

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般事務

3 0 監査の結果

今回の監査において、上記項目に重点をおき、実施した所管の財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

ただし、次の留意事項が見受けられたので、今後は適正な処理をされたい。

- (1) 私用車借上料（5、6月分）の支出において、不適切なものが見受けられた。

(保育課)

また、下記保育園の備品及び公金等の管理事務について、物品及び現金の保管状況を調査したところ、おおむね良好な管理がなされていると認められた。

監査実施日及び対象施設名

平成31年1月18日

二村台保育園

西部保育園

3 1 監査の対象

経済建設部 市街地整備課

3 2 監査の期間

平成31年1月8日から平成31年1月24日まで

3 3 監査の範囲

平成30年4月1日から平成30年11月30日までに執行した事務事業

3 4 監査の項目

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般事務

3 5 監査の結果

今回の監査において、上記項目に重点をおき、実施した所管の財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。